

議員間の自由討議

予算・決算委員会及び各派代表者会議の運営の改善

議会ルールの確認

【現行制度等】**(議員間の自由討議)**

地方公共団体の機関 (憲法第93条第1項)	第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 ② (略)
議会の設置 (地方自治法第89条)	第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。
議事の公開原則及び秘密会 (地方自治法第115条)	第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。 ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
表決 (地方自治法第116条) 除斥 (地方自治法第117条)	第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。 第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。
議事 (伊勢市会議規則第35条～第43条)	(議題の宣告) 第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。 (一括議題) 第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員1人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 (議案等の朗読) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件

	を職員をして朗読させる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第38条 会議に付する事件は、第131条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。 2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は、議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。 3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 (付託事件を議題とする時期) 第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。 (委員長及び少数意見の報告) 第40条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。 2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。 3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。 4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。 (修正案の説明) 第41条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。 (委員長報告等に対する質疑) 第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。 (討論及び表決) 第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。
--	---

- 議会…公選された議員によって組織され、住民の意思を代表・決定する合議制の機関をいう。

(新自治用語辞典編纂会「新自治用語辞典」ぎょうせい)

- 合議制…複数の人員をもって組織し、その構成員の全会一致又は多数決により、その意思を決定する組織体を合議体というが、その合議体において、その構成員がその議に付された案件につき、集まって相談する制度を合議制という。

(新自治用語辞典編纂会「新自治用語辞典」ぎょうせい)

- 議会に求められる役割

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月9日・第28次地方制度調査会）

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（平成21年6月16日・第29次
地方制度調査会）

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(2) 議会の監視機能

④ 議会の実地検査権等の監視機能

…（略）…。

また、議会の少数者による調査権等の行使を認めるべきであるとの意見があったが、この点については、議会の意思決定がなされるまでの過程において、少数者の意思をどのように汲み上げ実現していくか、それぞれの議会で様々な運用を工夫していくことが適当である。

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地歩公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を厳に慎むべきことはいうまでもない。

●自由討議の規定例

栗山町議会基本条例

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

（自由討議による合意形成）

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対す

る本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

栗山町議会議事規則

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

2 前項によるもののほか、議長の発議又は議員の動議により、会議に諮って自由討議を行うものとする。

京丹後市議会基本条例

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(討論による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

大分市議会基本条例

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の

運営を監視するものとする。

- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員相互の自由な討議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
- 4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、大分市議会会議規則（昭和42年大分市議会規則第1号）、大分市議会委員会条例（昭和42年大分市条例第4号）、議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

（議員の活動原則）

- 第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならない。
- 2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。
 - 3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
 - 4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。

第5章 自由討議による合意形成

- 第10条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。
- 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。
 - 3 議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

大分市議会会議規則

（審査順序）

- 第91条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。
- 2 委員会における事件の審査において自由討議を行う場合は、原則として、討論の前に行うものとする。ただし、委員会において別の順序を定めたときは、この限りでない。

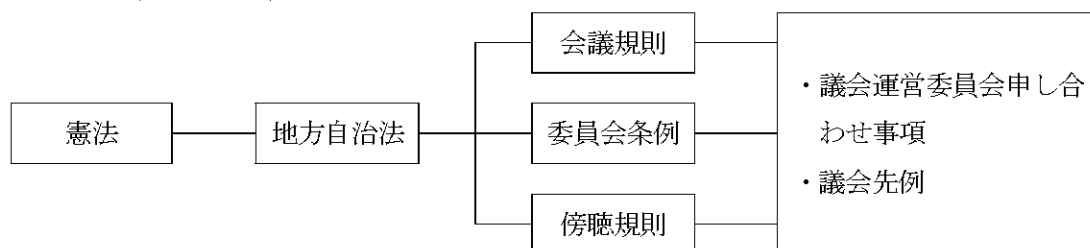
（予算・決算委員会及び各派代表者会議の運営の改善）

委員外議員の発言 （伊勢市議会会議規則第108条）	（委員外議員の発言） 第108条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて
------------------------------	--

	説明又は意見を聴くことができる。
	2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(議会ルールの確認)

●現行の地方議会の法体系



(加藤幸雄「新しい地方議会」198頁・学陽書房)

●会議運営の諸原則

1 定足数に関する原則

定足数には、会議を開き、会議を成立させるに必要な「議事の定足数」と、会議が意思決定を行うために必要な「議決の定足数」の区分がある。

会議には、当然、全構成員の出席が望ましいが、少なくともある一定数以上の出席がなければ、会議を開き、意思を決定する行為能力を有するとは認められない。

定足数の原則は、会議体にとって基本的な原則である。

地方自治法

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

2 過半数議決の原則

民主主義政治の不可欠な構成要素となっている多数決原理は、3人以上の構成員からなる会議体において、多数が合致した意思が全員の意思として認められ、見解を異にする構成員もそれに従い、拘束されるという原則である。とはいっても、それまでは十分な討論を行い、そして少数意見の尊重も民主政治にとって欠かせないものである。また、この原

則は構成員の平等、一人一票を基礎にしている。

この過半数議決には、過半数の賛成により議決する「単純多数」と重要な問題の議決を賛否僅少の差で決定することを避け、多数党（派）による横暴を阻止するための「特別多数」がある。

地方自治法

第百十六条 この法律に特別の定めがある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

※ 「法律に特別の定め」＝地方公共団体の事務所の位置に関する条例（地方自治法第4条第3項）、直接請求による副知事、副市町村長等の解職の同意（地方自治法第87条）、秘密会の議決（地方自治法第115条第1項）、議員の資格喪失の決定（地方自治法第127条第1項）、議員の除名の議決（地方自治法第135条第3項）、再議の議決（地方自治法第176条第3項）、長の不信任議決（地方自治法第178条第3項）、重要な公の施設の廃止等の議決（地方自治法第244条の2第2項）など

3 会期不継続の原則（会期独立の原則）

議会は、会期ごとに独立して活動するものであることから、会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。例外は、議会閉会中の継続審査である。

地方自治法

第百十九条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

4 一事不再議の原則

同一目的、同一内容の事件が議決された場合、その会期中は再び同一事件について重ねて審議し議決はしないとするものである。例外として、事情変更があった場合と長の再議がある。

伊勢市議会会議規則

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

5 会議公開の原則

この原則は、議会が住民の代表機関であることから、住民の意思がいかに議会に反映しているかを広く住民に知らせるとともに、議会を監視させて、常に議会運営が公正に行われるようにすることを目的とするもので、「傍聴の自由」、「報道の自由」及び「記録（会議録）の公表」をその内容としている。例外として、秘密会がある。

地方自治法

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を

開くことができる。

- ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- ② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

伊勢市会議規則

（会議録の記載事項）

第77条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第78条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(会議録に掲載しない事項)

第79条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第80条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

※ 地方自治法にいう「議会の会議」は本会議を指しているものであり、委員会は指さないものと解釈されている。

6 議員平等の原則

議会の構成員として、議員は、法律上全く対等平等であることをいう。議員の性別、年齢、信条、社会的地位、議員としての経験年数その他の条件は、議会内においてはすべて関係なく、発言権、表決権、選挙権等議員に認められている権限はすべて平等なものとして取り扱われる。

7 発言自由の原則

発言は、議員の最も基本的な権限であり、言論の府といわれる議会における発言は十分に保障されなければならない。

しかし、議員の発言を無制限に認めるものではなく、公の場における発言であることや、会議の秩序の保持、品位を保つために制限や発言の方法等の原則がある。

8 発言の範囲（種類）に関する原則

議会の運営は段階を追って進行する。発言は、その段階に応じて認められた発言の種類の範囲を超えてはならないとする原則である。例えば、提案理由、質疑、答弁、討論、委員長報告、質問、議事進行の発言など、その段階に応じて認められる種類以外の発言を行うことはできない。

伊勢市議会会議規則

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

9 議題外の発言の禁止

発言は、「議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない」と定められている。

伊勢市議会会議規則

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

10 交互討論の原則

採決の前に行う討論は、現に議題となっている事件に対して、議員が表決を前提として賛否を述べ、自分の意見と異なる者や意見未決定者の同調を求めることである。

討論は、まず反対者が先に行うのが原則であり、そして、議案に対する判断をできるだけ公平に行うため、賛成者と反対者とが交互に繰り返す原則である。なお、「反対者」とは、議案に対して反対である者を意味であるが、委員長報告が議案の否決報告の場合は、議案の賛成者から先に討論を行うことになる。

また、議題に対して最終的に意見を述べるものであるから、一人一回の原則もある。

伊勢市議会会議規則

(討論の方法)

第54条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

11 発言中に他の発言を許さない原則

この原則は、発言自由の原則であるが、発言中の発言者の自由を尊重するものである。

伊勢市議会会議規則

(議事妨害の禁止)

第143条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

12 一議題の原則

会議において、審議の混乱を防ぐ意味で、同時に複数の議題を審議しないで、一つずつ議題を審議するという原則である。例外として、修正案がある場合に原案と一括して議題とすることや、同種議案や関連のある議案を便宜上一括して審議することがある。

伊勢市議会会議規則

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員1人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議

に諮って決める。

13 議長の中立公正の原則

議長は、会議の議事運営、秩序維持、事務の統理などの職務遂行に当たっては、不偏不党、厳正公正でなければならないとする原則である。

14 委員会審査独立の原則

委員会は、本会議の下審査機関、内部審査機関であって、本会議と密接な関係にあるが、委員会は、本会議からなんの干渉や制約を受けず、また、委員会相互間においても、お互いに干渉せず、独自に審査を行うことができるとする原則である。

15 採決は可を諮る原則

会議の採決に当たっては、議案に賛成か否かを諮る原則である。

伊勢市議会会議規則

(起立による表決)

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

16 不在表決の禁止の原則

会議に欠席した者は、表決に参加できないとする原則である。

伊勢市議会会議規則

(不在議員)

第68条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わるができない。

17 条件付きの表決の禁止の原則

表決に際し、条件を付けることを禁止するものとする原則である。条件を付けることを認めると、条件の成否が判明するまで議決を確定することができないからである。

伊勢市議会会議規則

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けるができない。

18 表決の訂正禁止の原則

一度表決を行った後は、その変更を認めないとする原則である。表決の訂正を認めると、それが繰り返され、議決をいつまでも確定できないからである。

伊勢市議会会議規則

(表決の訂正)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めるができない。

19 修正案の採決に関する原則

まず、修正案は、原案より先に採決する原則である。

そして、議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に採決する。次に、数個の修正案が提出されたときについては、議長が表決の順序を定めるとし、その順序は原案に最も遠いものから先に採決する。これは、修正案が否決されたが、その修正案に賛成した者が次善の策として次の修正案に賛成することを可能とするためである。

また、数個の修正案に共通部分がある場合、共通部分を抜き出して採決することができる。

伊勢市議会会議規則

(表決の順序)

第76条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員から異議があるときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(参考文献：加藤幸雄「新しい地方議会」学陽書房、全国市議会議長会「地方議会議員ハンドブック」ぎょうせい、全国町村議会議長会「議員必携」学陽書房)

●議員の権限

○ 会議における権利

- 1 動議の提出権
- 2 質疑、質問、討論等の発言権
- 3 表決権
- 4 議長選挙等を行う際の選挙権
- 5 表決に際しての投票方法等の要求権
- 6 異議申立て権
- 7 事件等の撤回権

○ 会議外における主な権利

- 1 臨時会の招集請求権
- 2 本会議の開議請求権
- 3 議案の提出権
- 4 議員としての資格を有しているかどうか等の要求権、審査申立て権、出訴権
- 5 侮辱者に対する処分請求権
- 6 請願の紹介権
- 7 条例による報酬及び費用弁償を受ける権利

(参考文献：全国市議会議長会「地方議会議員ハンドブック」ぎょうせい)

●議員の義務

議員の義務としては、主に次のものがある。

- 1 招集に応じ会議に出席する義務
- 2 委員への就任義務
- 3 規律に服する義務
- 4 秘密保持の義務

秘密性の継続している秘密会の議事を他に漏らしてはならない義務のことをいう。秘密会は、公開を停止した会議であるから、傍聴の自由、報道の自由及び記録（会議録）の公表が原則として排除され、議員等その秘密会に関係のある一切の者に秘密保持の義務がある。

- 5 懲罰に服する義務

議員は、議会の会議又は委員会における自由な言論活動を通じて当該地方公共団体の運営に関与するものであり、議会における発言の自由は十分に保障されなければならない。

しかし、その言動が会議の秩序を乱したり、品位を汚してはならず、こうした事由に該当した場合に、議会の自律権として、議会に懲罰権を認められている。

- 6 除斥の義務

（参考文献：全国市議会議長会「地方議会議員ハンドブック」ぎょうせい、
全国町村議会議長会「議員必携」学陽書房）

【伊勢市議会の状況】

（議員間の自由討議）

- 伊勢市議会では、委員会で、請願の審査のときなどに、議事をとめずに又は休憩をした上で、議員同士で協議をすることがある。

（予算・決算委員会及び各派代表者会議の運営の改善）

- 予算特別委員会及び決算特別委員会の構成員
最近においては、非交渉会派も含めて全会派からドント方式により人数を配分するのが通例となっている。
- 各派代表者会議の構成員等
 - ・ 各派代表者会議は、議長、副議長及び会派（所属議員が3名以上に限る。）の代表者をもって構成する。
 - ・ 所属議員が2名以下の会派は、オブザーバーとして各派代表者会議に出席することができる。オブザーバーは、各派代表者会議の同意を得て意見を述べるができるが、表決に加わることはできない。

(議会ルールの確認)

○ 会議の公開

伊勢市議会においては、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び正規の議会活動に含まれる会議（全員協議会など）については、本会議と同様に秘密会とした場合を除き公開する運用としている。なお、本会議の会議録については議会のホームページに掲載する等の取扱いを行っているが、常任委員会等の記録については閲覧の求めがあった場合に議長の許可を得て閲覧してもらう取扱いとしている。